

荏田町教育委員会告示第 6 号

荏田町文化及びスポーツ表彰規程

荏田町文化及びスポーツ表彰規程(令和 2 年荏田町教育委員会告示第 3 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この告示は、文化及びスポーツ活動において、都道府県規模以上のコンクール及び競技会等（以下「競技会等」という。）において優秀な成績を収めたもの並びに文化及びスポーツの向上、普及に尽力したものに表彰を行うことにより、本町の文化及びスポーツの振興及び発展を促進することを目的とする。

(表彰の種類及び基準)

第 2 条 表彰の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町民文化奨励賞
- (2) 町民文化賞
- (3) 町民文化功労賞
- (4) 町民スポーツ奨励賞
- (5) 町民スポーツ賞
- (6) 町民スポーツ功労賞

2 表彰の基準については、別表に掲げるとおりとする。

3 別表中の町民スポーツ賞に掲げる競技会等とは、次の各号のいずれかに該当する競技会等とする。ただし、交歓、親善等を目的とした競技会等を除く。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、日本スポーツ協会加盟団体又はそれらに準ずる団体が主催する大会

- (2) 公益財団法人全国高等学校体育連盟，公益社団法人全国高等学校文化連盟又はそれらに準ずる団体が主催する大会
- (3) 国，都道府県又は都道府県教育委員会が主催，共催又は後援する大会
- (4) オリンピック競技大会，パラリンピック競技大会又は日本スポーツ協会加盟団体が行う競技種目における世界選手権大会等の国際的な大会
- (5) その他町長が認めた大会

4 別に定める荊田町文化及びスポーツ表彰審査委員会（以下「審査会」という。）が，顕著な功績があると認めたときは，別表に掲げる表彰の候補者を特別賞に選考する。

（受賞候補者の資格）

第3条 前条の表彰は，次の各号に該当する個人又は団体に対して行う。

- (1) 町内で活動している団体又は荊田町出身，町内在住，在勤若しくは在学している個人
- (2) 受賞日の前年度の4月1日から3月31日までの1年間に優秀な成績をあげたもの

（表彰の時期及び方法）

第4条 表彰は，町長が定める日に行うものとする。

2 表彰は，荊田町の名において町が行う。

3 表彰においては，表彰状及び記念品を授与する。

（推薦方法）

第5条 第3条の資格要件に該当するものがあつたときは，関係者の推薦により行うものとする。

2 前項の推薦は，荊田町文化及びスポーツ表彰に関する推薦書（別記様式）により行うものとする。

（受賞候補者の選考）

第6条 受賞候補者の選考は，審査会において行うこととする。

（受賞者の決定）

第 7 条 受賞者の決定は、審査会の選考に基づき、町長が行う。

(表彰の取消し)

第 8 条 町長は、表彰を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を取り消すものとする。この場合において、第 4 条第 3 項に規定する表彰状及び記念品を返還させることができる。

- (1) 被表彰対象者が拘禁刑以上の刑(執行猶予を含む。)を受けたとき。
- (2) 推薦書に不実な記載があると判明したとき。
- (3) 被表彰対象者が本人の責めに帰すべき行為によりその榮譽を傷つけたと認めるとき。
- (4) 競技会等において不正な行為をしたことが後で判明したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適當と認めるとき。

(再表彰の制限)

第 9 条 表彰は、個人にあつては各賞 1 回限り、団体にあつては前回受賞時の登録メンバーの過半数が変更になっている場合に限り、各賞を重ねて受賞できるものとする。

(庶務)

第 10 条 この告示の庶務は、生涯学習課において行うものとする。

(委任)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に受賞したものは、第 2 条に規定する賞を過去に受賞したものとみなす。